

MAINICHI

毎日新聞

3月15日(金)

2013年(平成25年)

成年被後見人に選挙権

東京地裁判決 喪失規定は違憲

成年後見人が付くこと選挙権を失う公職選挙法の規定は法の下の平等などを保障した憲法に反するとして、ダウン症で知的障害がある茨城県牛久市の名見耶(なみや)さん(50)が国に選挙権があることの確認を求めた訴訟で、東京地裁は14日、この規定を憲法に違反すると判断し、訴えを認める判決を言い渡した。同様の訴訟はさいたま、京都、札幌の各地裁で起こされており、今回が初の司法判断。

(3面にクローズアップ、31面に関連記事、29面に判決全文)

定塚誠裁判長は「選

挙権を失うことは投票できるようになる。選挙権を解消するには公選法の改められないと述べ、名見耶さんに「どうぞ選挙権行使して社会に参加してください」と語り掛けた。

成年被後見人に対する投票制限は原則として許されず、「やむを得ない」事由が必要である理由があるときは認められない」と述べ、名見耶さんに対し「どうぞ選挙権行使して社会に参加してください」と語り掛けた。

◇判決骨子◇

選挙権の制限は原則として許されず「やむを得ない」事由が必要である理由があるときは認められない」と述べ、名見耶さんに対し「どうぞ選挙権行使して社会に参加してください」と語り掛けた。

成年被後見人が総じて選挙権の行使能力を欠くわけではないことは明らかで、選挙の公正を害する恐れも見いだし難く、一律に選挙権を奪うことがやむを得ないとはいえない。被後見人の選挙権を奪うのはノーマライゼーションに基づく制度の趣旨に反し、國際的潮流にも反する。被後見人に選挙権を与えない公選法の規定は憲法に違反し無効。

投票を制限する公選法の規定を違憲とした最高裁判廷判決(05年9月)を引用。今回問題となつた規定が「公

正を確保しつつ投票を認めることができない場合」に当たるか

付いても投票能力のある人は少なからずい

る」とした。

国側は「投票能力を

能か著しく困難で、選

挙権の制限がやむを得

ない場合」に当たるか

見制度を借用せざるを

個別審査する制度の創

設は不可能で、成年後

見制度を借用せざるを

の生産性を重視。「選

挙権を奪うことは制度

の趣旨に反し、国際的

な潮流にも反する」と

述べた。【鈴木一生】

どうかを判断した。

投票には「物事の道

理を理解する能力が必

要」としたが、「成年

後見人を付ける際に審

判で判断される財産の

管理能力と、投票能力

は明らかに異なる」と

指摘。「成年後見人が

付いても投票能力のあ

る人は少なからずい

る」とした。

国側は「投票能力を

能か著しく困難で、選

挙権の制限がやむを得

ない場合」に当たるか

見制度を借用せざるを

の生産性を重視。「選

挙権を奪うことは制度

の趣旨に反し、国際的

な潮流にも反する」と

述べた。【鈴木一生】

得ないと主張したが、

判決は「運用に困難が伴うからといって、一律に選挙権を奪うこと

が『やむを得ない』とはいえない」と批判した。

さらに、障害者の自

己決定を尊重し、通常

の生活をする社会を作

る「スマートライゼーシ

ョン」という成年後見

の理念を重視。「選

挙権を奪うことは制度

の趣旨に反し、国際的

な潮流にも反する」と述べた。【鈴木一生】